

住所を変更するときは、必ず届出をして下さい!

住所を変更する届出は、居住関係の証明、選挙人名簿の登録、学校の転入学、国民健康保険・国民年金の資格や給付、印鑑の登録と証明など、日常生活と密接な関係があります。大切な手続きですので、住所を変更する際は、お早めに手続きを行って下さい。

種類	期間	届出人	国民健康保険証	国民年金手帳	転出証明書	介護保険証
転入届	横越町に引越してきたとき	本人または世帯主	○	○	○	
転出届	横越町外に住所を移すとき		○	○		○
転居届	横越町内で住所を移すとき		○	○		○
世帯主変更届	転出・転居・死亡などで世帯主の変更が生じたとき		○	○		

○印は、届出の際に持参して下さい。



各地で不正な住民異動届による財産侵害事件が頻発しています。このことから、窓口で身分確認を求める場合があります。代理人による届出の場合は、委任状と印鑑を忘れずに持参して下さい。なお、65歳以上の方で介護保険の被保険者証をお持ちの方は、転出・転居の際には提出をお願いします。

異動の際は忘れずに届出を 国民健康保険

卒業、入学、就職、転勤と異動の多い季節となりました。そこで忘れてはならないのが保険証の確認です。

左表のような異動が生じたときは、14日以内に町民生活課で手続きをして下さい。

国民健康保険について不明な点などがありましたら、町民生

活課国民健康保険係へお気軽にお問い合わせ下さい。

☎385-2111(代)

交通事故にあつたら届出をして下さい

交通事故など第三者から傷害を受けて医療機関にかかった場

届出は14日以内をお願いします

◆届出が必要な事項◆

こんなときには届出を	持参するもの
他市町村から転入してきたとき	転出証明書
他の健康保険をやめたとき	健康保険をやめた証明書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳
他市町村へ転出したとき	保険証
他の健康保険に加入したとき	国民健康保険と他の健康保険の保険証
生活保護を受けるとき	保険証、保護開始決定通知書
死亡したとき	保険証
退職者医療制度に該当したとき	保険証、年金証書
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証
保険証をなくしたとき、汚れて使えなくなったとき	使えなくなった保険証、身分を証明するもの
修学のため、子どもが他市区町村に住むとき	保険証、在学証明書
修学を終えたとき	保険証、 ^学 保険証
出かせぎなどで別個の保険証が必要なとき	保険証

ご存じですか?

国民健康保険の退職者医療制度

長い間勤めていた会社や役所などを退職して、次の3つの条件にあてはまる人およびその扶養家族は、老人保健(70歳から)に移るまで、国民健康保険の退職者医療制度の被保険者として、8割給付(被扶養者の外来は7割)を受けることができます。

対象となる人

退職者医療制度の対象は、次の条件のすべてに該当する人とその被保険者です。

- ①国民健康保険に加入している人
 - ②老人保健制度の適用を受けていない人
 - ③表2の1〜8の年金制度から老齢(退職)年金を受けている、または通算老齢(退職)年金を受けている人で、これらの年金制度の加入期間が20年以上か、40歳以降の加入期間が10年以上ある人。
- ※被扶養者とは、配偶者、三親等内の親族、または配偶者の父母などで、年間の収入が一定額未満であり、退職者本人の収入で生計を維持している人(老人保健制度適用者を除く)のことです。

お医者さんにかかるときの医療費自己負担割合(表1)

区分	外来		入院
	退職者	本人	2割
医療制度	被扶養者	3割	2割
一般の国民健康保険		3割	3割

加入するには

退職者医療制度に加入できるのは、「年金証書」が交付されてからです。交付日から14日以内に、「年金証書」および「保険証」を持参のうえ、役場で手続きをして下さい。また、被扶養者に該当するようになった場合も、手続きが必要になります。退職者医療制度に該当すると思われる方は、町民生活課国民健康保険係までお尋ね下さい。

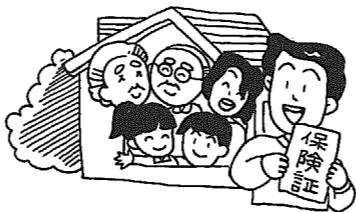
対象となる年金制度(表2)

- 1 厚生年金保険
- 2 船員保険
- 3 恩給
- 4 国家公務員等共済組合
- 5 地方公務員等共済組合
- 6 私立学校教職員共済組合
- 7 農林漁業団体職員共済組合
- 8 旧令による共済組合の特別措置

保険税は同じ

退職者医療制度の被保険者、および被扶養者の保険税は、一般の被保険者の計算方法と同じです。

なお、同一世帯に一般の被保険者と退職被保険者がいる場合は、合算した額が世帯主に賦課されます。



老人保健による医療が開始されるのは……

70歳以上になると(寝たきり等の人は65歳から)、どなたも「老人保健制度」が適用され、定額もしくは定率の負担金だけで診療を受けることができます。これは、国民健康保険被保険者だけでなく、被用者保険の被保険者、および被扶養者すべてが適用される制度です。

70歳を迎えた翌月から適用

老人保健制度が適用されるのは、70歳を迎えた誕生日の翌月からになります。ただし、誕生日が1日の人は、その月から適用されます。該当される方には、適用が開始される前月中に、手続きの案内を差し上げます。今後、老人保健制度に変更があった場合は、広報等でお知らせします。

受給者証と健康手帳を提示

老人保健制度の該当者には、「医療受給者証」と「健康手帳」が交付されます。医療機関に受

愛犬は確実につなぎ、必ず鑑札を付けましょう

最近、迷い犬の通報が増えています。愛犬のけい留は確実に行きましょう。また、万一逃げてしまった時のため、犬の身元がすぐに分かるように、鑑札を必ず付けて下さい。飼い主の氏名、連絡先などを一緒に記しておくことも大変有効です。犬の異動、死亡、脱走等の際、早急に町民生活課までご連絡下さい。同様に、猫にも連絡先等が分かる首輪や迷子札を付けましょう。迷子の場合の速やかな連絡に役立ちます。

国民健康保険・老人保健制度について不明な点がありましたら、町民生活課までお問い合わせ下さい。

診する際は、保険証とあわせて医療受給者証と健康手帳も窓口提示して下さい。

合、原則として保険は適用されませんが、国民健康保険の保険証を使って診察を受けることはできます。保険証を使って診察を受けるときは、町民生活課に届出をして下さい。

- ▼注意
- ①加害者から治療費を受け取っていない場合は、国民健康保険は使えません。
 - ②「第三者行為による傷病届」を提出して下さい。用紙は役場にあります。
 - ③印鑑・交通事故証明書が必要です。